

鳥取県告示第404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
のぞみ薬局	倉吉市堺町二丁目962-4	平成21年4月1日
ひろかね内科循環器科クリニック	西伯郡南部町阿賀202-2	平成21年4月30日
有限会社 岡本薬局	鳥取市立川町六丁目248	〃